

で終り、それから最後の大野川氷期となるといふ順序であつたのではないか。而して第二期と第三期との間は餘程年數が長く又規模も著しい違ひがあつた様に思はれる。

兎に角我が國の氷河研究は漸く始まつたばかりというて宜しいから、今後健脚の少壯學者がドシ／＼各方面に研究を試みられんことを希望する。而して飛驒山脈氷河系の研究には高原川方面、白山氷河系の研究には手取川と白川との溪谷が最も有望と認める。地形の概觀を基とした氷河に對する余の想像説は斯んなもので、以上各地方に於ける精細な踏究の結果は他日稿を改めて述べるまで姑く保留して置く。

三國港について

牧野信之助

越前三國はその人口一萬有餘今や地方の一都會たるに止る、然れども三國研究の興味は、寧ろその史的位置に存す、三國は實に越前に於ける「最古」のものゝ一つなり、特にその中世にありては堺が南海の佳人として爛然たる生活を展開したるの時、三國は北海の壯者として漸く活動の時期に入りしなりき。而して中世に發達したる都會の多數に見るが如く莊園を以てその背景としたりしなり。

三國々造の名と大迹王子開鑿の傳説とにその生ひ立を飾られたる三國は寶龜九年に至りて正史にその湊の名を印したりき。然れどもその九月癸亥、送高麗使正六位上高麗朝臣殿嗣等來着越前國坂井郡三國湊、遣高麗使並彼國送使宜安置彼處、依例給之（續紀實 龜九年條）と云へる記事は恐らく送高麗船の漂到せるものにして、之を以て三國が彼等を迎ふべく當初より敦賀の如き好錨地たりしことを説明せ

るものにあらざるべし。

三國の發達の最初はその港灣の爲めにあらずして、寧ろその背後なる坂井郡の平野にありしなり。試みに少しくその地形を叙述せんか。國の三大河と稱せらるゝ日野・足羽・九頭龍は、足羽・吉田の地域に至りて合流し、坂井に至りて更に竹田・兵庫の二流と相並びて廣漠たる平野を展開す。嶺北の開拓は國府の縱谷より出でゝこゝに集中せられ、就中堀江郷を中心として東大寺の墾田はその最大規模を占め、延長一里に達する用水路幾十の穀倉は盛に墾田を買得したる寺領地の上に經營せられたり。聖武・孝謙二朝に亘れる正倉院文書は頗る詳細に之を説明せり。

東大寺の經營に次でこの沃野を併せたるものと興福寺となす。興福寺領得の正史に見わたるは三代實錄元慶五年七月十七日の條にして、丹生・大神○和名抄、坂井等郡田六百一町九反百五十八歩を天作大野

平勝寶元年四月一日の詔旨に依り興福寺をして領得せしむと云へり。但し天平勝寶元年以前公田たりしものは之を許さずとしたれば、自ら制限せられたものゝ如きも、事實は藤原氏との關係上、その勢力の伸張と共に寺領の擴張も東大寺を凌ぎたるものゝ如く、所謂春日社兼興福寺領としての莊園の地域は、之を概言すれば、九頭龍以北國境に至るまでの殆んど全部を占め、その中二部に分たれて、東南部を河口庄、北西部を坪江庄と號したり。その經營はもと國司によりて着手されたるものゝ如し。天正二年十一月大乘院より織田信長に宛てたる申狀に

「河口の庄は（中略）白川院御寄進として康和二年より當年に至りて四百七十五年たいてんなし」

と云ひ、又

「坪江の庄は後深草院の御寄進として正應元

年より當年迄二百八十七年いまにたいてん申
さす候。大乗院文
書十一

と述べ、南都七大寺巡禮記興福寺春日社の項亦同
意味なれども建内記によれば

河口庄者孝謙天皇御願其后白河法皇驚奇異神
託重御寄附也

と云ひ、總郷の鎮守春日明神の請迎亦一條天皇の
時にありと云へば、恐らく王朝の初めより河口庄
を端緒として漸次その兼併の目的を達し、坪江庄
に及びしものならん。

而して三國は文永以後坪江庄の中その下郷に包
括せられたるも、而も湊の全部が完全に寺領に歸
したるは室町時代にありしなり。

二

坪江庄が興福寺領として明記せられたる鎌倉時
代にありては、日本海の水運は既に頗る長足の進
歩をなし居たりしものゝ如く、三國は沿岸海港の

一中心として同じく坪江下郷の内にてその北邊に
並列せる佐幾良。或は前浦に作
る。今の崎浦加持羅。今の
梶浦阿久多

宇。或は三保浦とも
云ふ。今の安島の所謂三ヶ浦と共に頗る著聞し

たりしなり。正和五年越中放生津住人則房の幕府

に上つれる訴狀によれば、關東御免津輕船二十艘

之内の隨一たる大船、これより先き嘉元四年鮭以

下の貨物を搭載して佐幾良に碇泊したりしを、三

ヶ浦三國の住人等漂倒船と號して沒收したりと云

へり。(大乗院
文書二)

是等によりて考ふるに、坪江庄一帯の地その幅

輻輳せる船舶出入の貨物等頗る盛況に達したるを想

像し得べく、従つてそれより生すべき津料は南都

諸大寺の食指を動かすに充分なりしなるべし。正

和五年興福寺方の湊雜掌教顯が申狀に徴するに、

長谷寺院宣を帯びてその津料を徴收し、その強請

を退くる能はざりしが、遂に武家の入部を見るに

至り、之を本所に訴へたり。その末文に

至津料者任武家制法爲本所御計固可被停止者也且云御領内且云爲商人等尤可爲安全御政道歟然者被經嚴密御沙汰被觸申武家被上使節直

自由沙汰粗言上如如件

（大乘院文書三）

と云へるを以てすれば、尠くとも湊としての三國が、適當に商人の團集を有し、その津料は之を寺領の他の諸郷に比して特殊の收入として重大視せられたるを想像し難からず。加戸圓福寺所傳に、開祖慈道が承元年中その在住の地三國を避けたるは、「湊は事繁き故閑所に居を占めん」となりと云へるは、亦參攷に資すべきなり。

而もこの文中に示されたるが如き安全なる政道が圓滑に行はれたりとは到底考へられざることにして、もとより邊境の地、秩序は著しく紊亂したり。奈良法師の一團を移殖したらんが如く、所謂三國の惡黨は跳梁したり。建武年間記に據るに、武澤親良の注進文ありて、

元弘三年六月七日於三國湊致強盜竝殺害及傷

惡黨□人□□□□

（交名注文カ）

と題し、その交名を検するに、惡黨二十一名の十一名は明らかに桑門の徒にして、或は阿闍梨を冒し、房を稱し、入道を名としたる同地千住寺の住たるを見るなり。

延元・興國の交、斯波・新田兩氏の兵角逐するや、惡黨の巢窟たりしこの千手寺は宮方の城郭として利用せられたり。太平記に畑時能の籠城せりと云へる湊城はこれなるべし。曆應三年九月、竝びに十一月日の得江頼員軍忠狀に、押寄三國湊千手寺城と云ひ天野文書に

同三日（曆應三年八月）同國三國湊押寄千手寺城大手

致合戰忠勤打破城柵

と述べたるは、湊城に該當するものとして考察せざるを得ざるなり。

兵馬倥傯の時代に於ける湊は斯くの如く擾亂せ

り。故に所在の巨刹は獨り千手寺に止らず、破戒の沙門多く出入したりしものゝ如し、例へば同地古刹の隨一たる瀧谷寺は、永徳元年の創設に係れるが、開山睿憲定むるところの十七條制法に、或は、

劫盜虛妄之輩不可令居住事況於殺害及傷之輩

哉

と云ひ、肉食不調の輩を禁じ、非法濫妨の僧徒を警しめ、

行學二道之外不可有武道等振舞事

と難じたるは、皆是れかゝる破戒の徒の存在を證するものにあらずや。

而もこの生氣潑瀾たる湊の住民は、農夫としては荒野の開墾に力め、商人としては北海の往還漸く頻繁となれり。明徳四年に至りてその三國本湊は興福寺領となり（大乘院文書坪江郷奉行引付）、湊の全部を舉げて南都の所領となし了れり。

但し鎌倉末に於て長谷寺その他の津料領得が寺院の煩たりし如く、今やその漁夫役は内膳司の知行として占有せられたるなり。大乘院寺社雜事記收むる所の左記の文書にはその始末を評述せり。

一三國湊間事雜掌注進在之仍事書一紙進之副狀經算書之 興福寺學侶衆徒群議曰 春日社

兼興福寺領越前國坪江郷之内三國湊事去應永年中稱光院御在位之初内膳司雖有違亂千細依爲寺社規模之供料及敖訴候間永專寺門之知行由被仰付了隨而正長年中仙洞御在位臨終不及御沙汰候處至今度内膳司申所存之條猛惡之至禁而有餘者哉所詮就内膳司掠訴及不慮之御沙汰者令停止天下靜謐之御祈禱可及次第大訴也不可驚思召由評議如件 文正元年六月日（大乘院雜事記援奉三十三・文正元年六月十八日條）

文中違亂千細とあるは内膳司の夫役占有を示すものにして、敖訴のことありて寺門の知行に決了せ

るも、文意によれば、既に應永年中より文正年中に至る約五十年間を経過したるものゝ如し。その夫役に止ることは、同書に、

一抽留木法橋（中略）來坪江郷之内三國湊事内膳司依申入被成御教書可強入部旨守護代注進狀到來則召慶英堅仰付之又湊兩代官小布施井藤方注進捧供衆方云々内膳司本來知行分者湊夫役計也然而一圓可知行之旨掠申入云々以外次第不可然事也

大乘院雜事記拔萃三十二
寛正七年二月五日條

とあるに明らかにして、敖訴に及ばんとして衆徒の禁廷を威嚇したる文正元年より後七年文明五年の坪江下郷三國湊年貢夫役寺事によれば、三國湊の夫役は田二町四反半に對する反別百四十六文計二貫四百卅文にして、元より湊全部の收入としては少額に止るなり、而も次の記事によれば、此内膳司の強請は寺領方の代官亦相關係せる者の如し。

就三國湊事内膳司方引渡事野依主計致其沙汰

之由注進之間供衆等歎存旨捧書狀所詮鶴丸三ヶ浦等代官職事可被召放旨集議也仍野方ニ遣奉書者也

（大乘院寺社雜事記拔萃三十）
（二）寛正七年二月六日條

と見たるものこれなり。

三

左に掲出したる河口・坪江庄附近の見取圖は大乘院寺社雜事記拔萃第十四文明十二年八月三日の條に出でたるもの、もとより幼稚なる圖様に過ぎずと雖、三國港の位置がその三方を金津・三ヶ浦・阿古江の三郷に圍繞せられ、西方大海に臨とて頗る狹少なる區域なるを看取せしむるに足る。

その中央部を縦斷せしむるもの鳴鹿川と云へるは恐らく竹田川に該當せるものにして崩川即ち九頭龍川は三國と南方に相對したる阿古江（今の泥と原新保）との間に割せらるべきものなり。斯かる地域にありては、住民としてその所屬の擴張を切望したり。故に後方の臺地所謂上野荒野の開拓は早くより着

手せられたりと覺わしく、大乘院文書三に收めたる左の文書は之を證明するものなり。

越前國坪江郷三國湊内上野荒野元號大畠可開發候之由被聞食了更不可有子細候任常例三ヶ年以後可被^(納)□年貢由御氣色所候也恐惶謹言

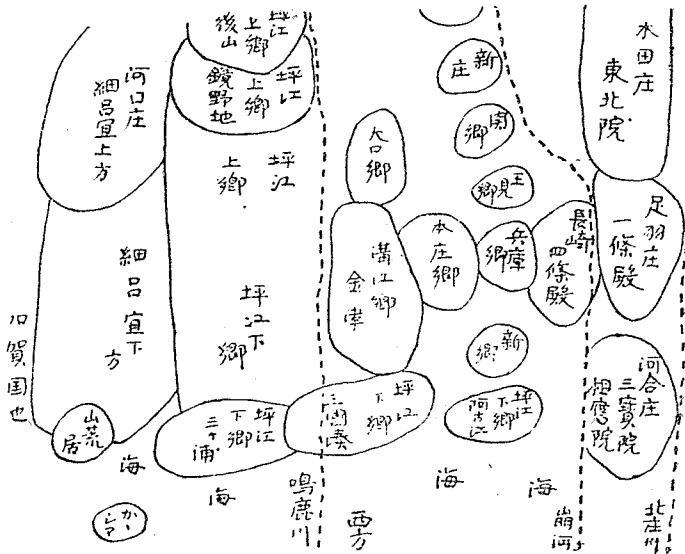
元應元年八月廿九日

安王殿

良郷は坪江本庄の代官にして安王は三國湊の雜掌なりと思はる。

次に應永の末年に至りて、對岸阿古江との間に生じたる出來島の所屬係争は頗る本所を煩はしたる大事件なりとす。坪江郷奉行引付應永二十一年の條によれば三國湊方の新供衆等はその出來島につき阿古江領支證なきを主張したれども、坪江本庄の代官は之を難じ、門跡の御下知守護の渡狀を明鏡として支證六通を進覽せり。支證は當時湊の

良郷



大寺たりし巳心寺の寺主と思はるゝ實乗より湊の代官に宛てたるもの若しくは本庄代官の執達したるものなるが、通じて出来島は往古より阿古江領なるを以て、湊方の非法を禁止したるものなり。故に最後の判決は「彼島事爲阿古江領内之條勿論候」と云ふにありき。

江戸時代の三國湊圖例へば越前名蹟考等による時は河口に三島あり、その中部にありて最大なるものを道實島と號し、泥原新保の巨商道實氏之を領有したることなるが、出来島はこの道實島に該當するものと思はるゝなり。

島嶼の領有に失敗したる住民は、これより先き、湊の北部にその街衢を延長したり。或は湊兩代官と云ひ、（大乘院寺社雜事）湊本田・湊双方（瀧谷寺文書）と號するものは、後に江戸時代に三國・三國出村と稱するものに該當するなり。明徳四年湊の新供衆より支證して「三國湊之本湊事（中巻）所渡申南都候也」

と云へるは、全くこの本湊に係るなり。

四

三國湊の具体的説明に要する史料は殆ど之を求むるに難く、僅かに大乘院記録の内に「坪江下郷三國湊年貢夫役等事」と題する尋尊僧正の筆録を抽出すべきのみ。同記録は年號を缺如したれども卷末の雜筆に文明五年とあり、尋尊の時代とも相合するものあれば、同年頃の記録として差支なかるべし。その夫役は二町四反半に對する反別百四十文なれば總額三貫四百卅文に過ぎず。その年貢も本田・美矢田・新田を合して約七十石、之を坪江庄内なる他の諸郷に比してもとより少額に過ぎざれども、その在家地子は春秋二季を合して二十四貫文を超え、長者錢五貫文とあるは、富商の賦課錢として注目し値すべきなり。別に漁業者に對する營業税として、越中網鮭・能登鰯船・在家鵜飼役・鯨網の目あり、津料として鹽船津料・北河々口津

料・津料樽あり。之を以て見れば、北海の漁船は多くこの地を根據とし、北潟の鹽はこの湊によりて輸入されたるを知るなり。而して別に夫役錢と號するもの二十七貫文は注して雜掌得分也と云ひ、鹽船津料十八貫も内得分となし、北河々口津料一貫文二百餘文津料樽亦「同得分にて候」と云へり。莊國時代に於ける領主の貪慾と誅求との手は更にその海港に加へられたるを見るなり。

應仁・文明の大亂は獨り中央の都城を一炬に附したるに止らず、その波動は地方に擴大せられたり。一切經料所として三十講料所として春日社供進の財源たりし兩庄豈に獨り安全なるを得べけんや。

至同（文明）十七年云京都云諸國無正體之間山南都所々訴訟等略之然則寺社領本末悉以無正體越前國河口・坪江兩庄ハ朝倉或甲斐方以別段敬神儀半分致其沙汰通也余木田庄以下一切

無之（大乗院日記）

と痛嘆したりしも束の間なり、はじめ庄の一地頭に過ぎざりし朝倉氏は風雲に際會して起てり。その南都との間に繰り返へされたる妥協も、一向一揆の南下するに及びては神木の動座も何の効かあらん。明應三年十月朝倉氏の大兵三國湊附近一帯に軍列を配して加賀より突撃せんとする甲斐方に對抗したり。今や湊は軍事上の要地としてその價值を發揮するに至れるなり。

朝倉氏の社稷は義景に至りて織田氏の爲めに滅すところとなれり。一年を距て、天正三年二月信長一揆征討の爲め越前來攻の議熟するや、その兵船は敦賀・若狹・丹後より直ちに三國を突くべしとの警報頻りなり。一揆は之に對して首領下間頼照の下向を煩はして湊一帯に城廓を構へたり。所謂三國山之湊之城之れにして、行人征馬街路に充滿して織田勢を逆撃せんとしたれども、海陸相並ん

で殺倒したる大軍には如何ともすべからず、横暴を極めたる一向の亂も茲に漸く平定を觀たりき斯して所領の恢復に對する南都の熱心は屢々繰り返へされたれども「京家領の儀亂以前於當知行者可還附朱印次第たるべき事」と云へる信長にとりては

「かの阿庄○河口・坪江・安堵につきてはしかしながら新御寄進たるべく候然らば武運長久の御祈禱あひくは」（大乗院文書十一。天正二年十一月） つて可申付候（大乗院文書十一。天正二年十一月）
（十九日大乗院より彈正忠宛書狀）

と述べたる愁狀も果してその一顧を得たるや否や覺束なし。彼れの爛眼は舊套に安じて之を安堵せしむるよりもむしろ一海港を商工業の中心として發達せしむべきを得策としたり。巨商橘屋に命じ三ヶ庄・一乗に相並びて三國に唐人之座并輕物座を置くを許し、（橘屋書。天正二年正月信長より） 瀧谷の古刹に禁制を與へて寺院并びに門前の地に違犯の輩を嚴禁したりき。（瀧谷寺文書）

當時湊の豪族に森田氏あり、長を三郎右衛門、弟を彌五右衛門と云ふ。その祖橘氏に出でたりと稱し、父道空の時加賀より來住して共に廻漕の業に従へり。信長來攻の際その舟師を三國に迎へしは實に三郎右衛門たりしなり。信長南越より進んで更らに三州の經營に着手するや、その海上勤務は主として三郎右衛門に倚賴し、屢懇書を與へてその勞を慰せり。左記三通の手翰は以下引用するところの森田文書と共に新に採訪したるものに係る。

七尾表謙信引退候赴、委細申越候、誠入情注進悦入候、猶以實儀承合可申上候段專一に候、漸可雪消條、至賀州江進發不可有相違候、次堅海苔一桶到來、重懇情深重候、猶武藤宗右衛門可申候也、

三月廿一日

信長（黒印）

傳馬カ

能州面勤□□船之儀令馳走由悅賀候、猶以別
て可入情事專一候、猶堀久太郎可申者也、

四月九日

信 長(黒印)

森田三郎右衛門參る

○
今度就可忠節、最前雖朱印遣之、自然他朱印
有之は令弁破爲可申付、重て朱印遣之訖、全
領知不可相違候也、

天正參八月十五日 信 長(朱印)

森田三郎右衛門參る

弓箭を棄て、牙齦に従ひし敢勇の士が能越の海
上を驅馳したる面目躍如たるを見るなり。

勝家その代官として入國するに及びては頗る綿
密なる法制を定めたり。即ち諸商賈並びに舟道に
ついては一切先規を亂すことなからしめ、押賣押
買を禁じ、國質、所質を防ぎ、博奕を停止し、雖
爲何様之咎人閣代官押入搦捕其外理不盡之儀不可

有候」と云ひ、賣買規定については、「不知盜物諸
色賣買候處爲本主理不盡仁不可有違亂代官に相届
北庄如法度可申付事」と云へり。彼は亦一方に於
て極端に保護貿易を行へりと覺えし、入港の船
船その國籍越後・越中・能登に屬するものに向つて
六日間の津留を嚴命せるとあり。丹羽長秀の領主
時代にありては、其保護は一層の厚きを加へ、天正
十一年五月四日三國津問丸中に宛てたる手翰には
當國令住居之條、其津先々相替速可申付候間、
得其意諸國に申遣、舟の出入商人以下相越候
様に、爲問丸中此旨可申遣候、少茂非分等有
間敷之狀如件。

と云へり。當時湊の問丸は、斯の唐人座・輕物座な
ど、相對して主として米の糶糴に従事したりしこ
とは慶長二年堀秀治の書狀にも見ね、京表米運賃
百石に對して四石などの規定ありしと見る。當時
外國船入港の有無は一疑問なり。高麗船の來着に

ついでに既記のごとし。加越闘争記によれば、天文二十年七月二十一日唐船來着、船客百二十人、人民群集して未聞の唇をたんす、商賈の旅客紅袖を浦嵐にひるがへし見物の貴賤彩衣を雲霞に簇するもの也と云へり。闘争記の史的價值についてはもとより疑を容るべきものなきに非ざれども、これより先き應永年中若狹小濱の津に南蠻船來着のごとあり、北海の要港豈外客の訪ふものなしと云はんや。余輩は寧ろ黎明期の三國港に取りて光彩ある一挿話として之を信せんと欲す。

五

かゝる歴代領主の保護政策は三國港の黎明期となりぬ。當時森田一類を始めとして、所謂三國船頭は、若狹小濱津の商人と合して遠く秋田の地に材木その他の貨物を廻漕したりき。慶長六年八月秋田實季より若狹羽賀寺に宛てたる書翰によれば同寺伽藍修理につき之に要する丈木は實季の本國

より彼等の手によりて廻漕せらるべきを云へり。而して當時佐渡島にありては恰も大久保長安の金山經營に會したりしを以て勢ひこの北海を領海としたる彼等にどりては一層その活動の場面を廣うしたり。慶長十三年七月五日付長安より佐州役所に發したる書狀は三國商人に對する優遇を示して餘りあり。

越前三國之守田彌五右衛門六枚かいのふね一艘佐州中かひ役赦免候也仍如件

慶長十三年七月五日 石 見花押

佐州役所中

と云へるもの之なり。

元和假武の後諸侯の領土粗定まるや、三國の背後には國境を距て、加賀藩百萬石の提封あり、その米多く京師に糶せられしが、その沿岸殊に南部にありては適當の港灣を欠くを以て、三國は中繼港としてその利用するところとなれり。即ち瀨越

港に集まれる封米は南して北瀉に浮び、馬借の手によりて三國に會し、海上敦賀に出で、大湖を涉りて大津及京都伏見に散せしなり。この時に當りて、三國は瀬越より敦賀に至る海上の船舶をその配下に集散したり。例へば敦賀灣口の河野船はその召集に應じて運漕に加はるを例としたり。左の文書は前田家の代官と覺しき齋藤某より森田彌五右衛門に宛てたるもの、年號を記さゞれどもその宛名等より押して、寛永以前のものである。頗る精細に當時の交通路を知るに足るを以て全文を引用すべし。

改年之御慶萬々日出度申納候

一、山城手前江沼郡の米北方迄川舟にて爲指上、それより三國迄駄賃馬被遣、三國より舟にて敦賀へ爲指上申度候條、其節御馳走願入之由山城被申候、

一、米高千四五百俵可有之候、其浦に舟有之候へば、大舟にて遣被上候間、河野舟急共津迄指下候様に被仰遣可被下之由、山城已下被遣可被下候、

一、三國より敦賀へ出舟の義、急申については、當月の内何

時分に可罷出候哉、承度存候、

一、三國より敦賀へ運賃は何程にて可參候哉、承度存候、
一、北方より其地まで駄賃一駄について可爲何程宛候哉、是又承度存候、

右いづれも御六ヶ敷義に候へ共、御肝煎願入度之由に候、返事次第に米上せ可申候間、いづれも被仰儀可被下候恐々謹言、

爾々河野舟不參候共、其浦へ小舟右之米積申外に可有之候哉、承度候、併別にいそぎ米のほせ度候間、其浦々舟おそく可有之においては、河野舟おやこひ可有之候以上但しこの文言あればとて、加賀藩輸輸出米の中繼が三國商人の手の上に歸したりしとは速斷すべからず。能登七尾・加賀宮腰より直ちに敦賀に出でたるもの、若しくは小濱に入港して近江に運ばれたるものあるを知らざるべからず。而も港の位置が中繼港として最適當したりしことは勿論にして、從て丸岡・福井二藩との關係が漸次密爾たるに及んでも加賀藩の關係は亦變することなかりき。從つて加・越・能三國の沿海に於てその船舶の出入役を免許せらるゝの特權を有しつゝ、その三百年を経過したるなりき。